

組織原則の歴史

事業団七つの原則

中高年雇用・高齢者雇用
全国協議会編成
(1979.9.1)

1. 良い仕事をやり、地域住民、国民の要求と信頼にこたえる事業をおこないます。
2. 自主、民主、公開の原則を確立し、経営能力をたかめます。
3. 労働者の生活と権利の保障をはかります。
4. 労働組合のはたす重要な役割を認識し、組合活動を保障します。
5. 団員の教育・学習活動を重視します。
6. 地域の住民運動の発展と結合してとりくみます。
7. 全国的観点にたち、力を合わせて発展させます。

新七つの原則

(改訂版)

中高年雇用・高齢者雇用
全国協議会
第7回総会を仙臺へ改訂
(1986.5.1)

1. 良い仕事をやり、「町づくり」に貢献する事業をおこないます。
2. 団員の自発性を基礎に自主・民主・公開の原則を守り、民主的運営を貫き、経営能力を高めます。
3. 「協同組合原則」を守り、労働者の生活と権利の保障をはかります。
4. 労働組合の重要性を認め、協力・共同を進めます。
5. 団員の教育・学習活動を強めます。
6. 協同組合運動・地域住民運動等との提携を強めます。
7. 全国的観点にたち、全国連合会を強化し、力を合せて運動を発展させます。

労働者協同組合七つの原則

全国協議会
(1992.3.15.21)
に同意された協同組合
「全国協議会」を経て
第1回総会にて決定
(1992.5.1)

1. 「徹底民主主義」を通じて労働者が企業的主人公になります。
2. よい仕事をし、まちづくりに貢献します。
3. みんなで出資し、事業計画をつくり、仕事を拡大して、生活を向上させます。
4. 労働と教育を基礎に「自立と協同と愛」の人間に成長します。
5. 全国的観点と変革の立場に立って協同組合運動を発展させます。
6. 労働組合運動や地域の運動との連帯を強めます。
7. 人類の危機を克服する運動を進め、国際連帯を強めます。

労働者協同組合新原則

「協同の労働・経営・連帯」のための新原則
全国協議会(2002.11.4.9)に付して承認され、日本労働者協同組合連合会第2回総会にて決定
今日に至る

1. 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。
2. すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。
3. 「まちづくり」の事業と活動を発展させます。
4. 「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。
5. 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。
6. 「非営利・協同」のネットワークを広げます。
7. 世界の人びとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします。

●「建設」と「使命」を新たに定める